

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

- 北九州市重度障害者医療費支給要綱の一部改正【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】

2

北九州市告示第 69 号

北九州市重度障害者医療費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 30 年 3 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市重度障害者医療費支給要綱の一部を改正する告示

北九州市重度障害者医療費支給要綱（昭和 49 年北九州市告示第 231 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「同条第 15 項」を「同条第 17 項」に、「同条第 26 項」を「同条第 28 項」に改める。

付 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 3 号の改正規定は、同年 3 月 22 日から施行する。